

川崎市競輪場内売店使用条例施行規則

(目的)

第1条 川崎市競輪場内売店使用条例(昭和34年川崎市条例第36号。以下「条例」という。)の施行については、この規則の定めるところによる。

(使用の許可の申請)

第2条 条例第2条の規定により川崎市競輪場内売店(以下「売店」という。)の使用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、売店の使用を開始する日の30日前までに川崎市競輪場内売店使用許可申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 川崎市競輪場内売店使用許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第9号に掲げる書類を提出の際に添付することができない正当な理由があるときは、営業を開始する日の前日までに市長に提出すれば足りる。

- (1) 事業計画書
- (2) 現に行っている事業の概要を記載した書類
- (3) 個人にあつては、住民票の写し
- (4) 個人にあつては、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことを証する書面
- (5) 法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (6) 市町村民税(特別区民税を含む。)の納税証明書
- (7) 個人にあつては、提出の日の属する年の前年における貸借対照表及び損益計算書又は収支内訳書
- (8) 法人にあつては、提出の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書又は活動計算書並びに附属明細書
- (9) 許可又は免許を必要とする事業を営む場合にあっては、当該許可又は免許を受けていることを証する書面の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類

(使用許可書の交付等)

第3条 市長は、条例第2条の許可をしたときは川崎市競輪場内売店使用許可書(第2号様式)を申請者に交付し、同条の許可をしないときは川崎市競輪場内売店使用不許可通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(使用の許可の制限)

第4条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、条例第2条の許可をしない。

- (1) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条第3号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。
- (2) 条例第12条第1号から第7号まで又は第10号のいずれかに該当すると認められたことにより条例第2条の許可の取消しを受けた日から2年を経過しない者であるとき。
- (3) その他市長が使用を許可することを不適当と認める者であるとき。

(条例第5条第1項ただし書に規定する規則で定める売店使用料等)

第5条 条例第5条第1項ただし書に規定する規則で定める売店は、北201号及び北501号とする。

2 条例第5条第1項ただし書に規定する規則で定める額は、営業しようとする日1日につき1,000円とする。

(更新の申請)

第6条 条例第2条の許可を受けて売店を使用する者(以下「使用者」という。)が同条の許可を受けた期間の満了後も引き続き売店の使用を希望するときは、現に当該許可を受けている期間が満了する日の30日前までに川崎市競輪場内売店使用許可申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請に係る同条の許可の期間は、現に同条の許可を受けている期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

2 第2条第2項及び第3条の規定は、前項に規定する申請について準用する。

(売店使用料の減免申請)

第7条 条例第5条第3項の規定による売店の使用料の減額又は免除を受けようとする者は、川崎市競輪場内売店使用料減額・免除申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(費用の負担)

第8条 条例第6条第2号に規定する規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 廃棄物処理に係る費用
- (2) 売店の蛍光灯、ガラス等の取替えその他軽微な修繕に要する費用

(身分証明書)

第9条 条例第7条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証(第5号様式)とする。

(施設の変更)

第10条 条例第9条の許可を受けようとする使用者は、川崎市競輪場内売店施設変更許可申請書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、条例第9条の許可をしたとき、又は当該許可をしないときは、川崎市競輪場内売店施設変更許可(不許可)通知書(第7号様式)により当該申請をした者に通知するものとする。

(休業)

第11条 使用者が売店を休業しようとするときは、川崎市競輪場内売店休業届出書(第8号様式)により市長に届け出なければならない。

2 使用者が前項の規定により休業する日として届け出た日において営業しようとするときは、当該日の前日までに書面により市長に届け出なければならない。
(使用の終了)

第12条 使用者が売店の使用を終了しようとするときは、終了する日の属する月の前々月の末日までに川崎市競輪場内売店使用終了届出書(第9号様式)により市長に届け出なければならない。
(委任)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、経済労働局長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 川崎市競輪場内売店使用条例施行細則(昭和24年川崎市告示第49号)は、廃止する。

附 則(昭和36年1月24日規則第5号)

この改正規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和36年3月31日規則第35号)

この規則は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則(昭和36年5月1日規則第41号)

この改正規則は、昭和36年5月1日から施行する。

附 則(昭和47年12月23日規則第167号)

この改正規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年3月8日規則第17号)

この改正規則は、昭和51年3月20日から施行する。

附 則(昭和59年5月19日規則第44号)

この改正規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年9月24日規則第80号)

この規則は、平成4年10月1日から施行する。

附 則(平成10年3月24日規則第11号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第31号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年9月19日規則第107号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第33号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日規則第31号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則(第1条、第16条及び第19条を除く。)による改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成28年7月29日規則第64号)

この規則は、平成28年8月1日から施行する。

附 則(令和元年12月13日規則第56号)

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

第1号様式

川崎市競輪場内売店使用許可申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

連絡先

(担当者名) _____

川崎市競輪場内売店使用条例第2条の規定により、売店の使用の許可を受けたい
ので、次のとおり申請します。

使用店舗	
使用面積	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
営業許可 等の内容	業 種 _____
	許可等年月日 年 月 日
	許可等有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
	業 種 _____
	許可等年月日 年 月 日
	許可等有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

川崎市競輪場内売店使用許可書

川崎市指令 第 号

住 所 _____

氏 名 _____ 様

年 月 日に申請のありました川崎市競輪場内売店の使用の許可については、川崎市競輪場内売店使用条例第2条の規定により、次のとおり許可します。

年 月 日

川崎市長 印

使用店舗	
使用面積	
許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用料	営業しようとする日1日につき 円
許可条件	

第3号様式

川崎市競輪場内売店使用不許可通知書

川崎市指令 第 号

住 所 _____

氏 名 _____ 様

年 月 日に申請のありました川崎市競輪場内売店の使用の許可については、次の理由により許可しませんので通知します。

年 月 日

川崎市長 印

理由

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

川崎市競輪場内売店使用料減額・免除申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

連絡先

(担当者名) _____

川崎市競輪場内売店使用条例第5条第3項の規定により、売店使用料の（減額・免除）を受けたいので次のとおり申請します。

使用店舗	
申請の理由	

(表)

第 号

立 入 調 査 員 証

写 真

縦 3 センチ
メートル

横 2 センチ
メートル

所 属

職 名

氏 名

生年月日 年 月 日

上記の者は、川崎市競輪場内売店使用条例第7条第1項の規定により立入調査を行う職員であることを証明する。

年 月 日

川崎市長

印

(有効期限 年 月 日)

(裏)

川崎市競輪場内売店使用条例（抜粋）

（立入調査等）

第7条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、売店の使用の状況その他必要な事項について、使用者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に使用者が使用する売店に立ち入り、調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（用紙 縦6センチメートル、横9センチメートル）

第6号様式

川崎市競輪場内売店施設変更許可申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

連絡先

(担当者名) _____

川崎市競輪場内売店使用条例第9条の規定により、模様替えし、又は特別の設備を付設する許可を受けたいので、次のとおり申請します。

使用店舗	
目 的	
施工内容	
施工期間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

川崎市競輪場内売店施設変更許可（不許可）通知書

川崎市指令 第 号

住 所 _____

氏 名 _____ 様

年 月 日に申請のありました川崎市競輪場内売店の施設の変更について、川崎市競輪場内売店使用条例第9条の規定により、次のとおり決定いたしましたので通知します。

年 月 日

川崎市長 印

使用店舗	
許可する 施工内容	
許可する 施工期間	
施工の 条 件	使用の終了の日までに自己の負担においてこれを原状に回復し、又は撤去しなければならない。
不許可の 施工内容	☐有（別紙のとおり）☐無 理由 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

川崎市競輪場内売店休業届出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

届出者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

連絡先

(担当者名) _____

川崎市競輪場内売店使用条例施行規則第11条第1項の規定により、売店を休業するため、次のとおり届け出ます。

使用店舗	
休業する日	
休業する理由	

川崎市競輪場内売店使用終了届出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

届出者 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

連絡先

(担当者名) _____

川崎市競輪場内売店使用条例施行規則第12条の規定により、川崎市競輪場内売店の使用を終了するため、次のとおり届け出ます。

使用店舗	
許可番号	川崎市指令 第 号
許可年月日	年 月 日
許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用を終了する日	年 月 日
使用を終了する理由	